

平成28年度行政事業レビューシート (警察庁)

事業名	取調べの録音・録画新システム開発のためのモデル事業			担当部局庁	刑事局			作成責任者				
事業開始年度	平成26年度	事業終了(予定)年度	平成27年度	担当課室	刑事企画課			刑事企画課長 高木 勇人				
会計区分	一般会計											
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	-							
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費							
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	刑事訴訟法の改正により取調べの録音・録画が義務付けられるに当たって、録音・録画の実施に係る捜査員の負担を軽減するため、埋め込み式のカメラの採用を始めとする新たな録音・録画システムを構築し、全国の警察署等への整備を進めるためのものである。											
事業概要 (5行程度以内。別添可)	現行の録音・録画システムの問題点・改善点等について見直しを行い、警察庁において新たなシステムの試験運用のための装置を一定数調達の上、各都道府県警察に配属し、実際に運用を行うことにより、新システムの実用可能性について検証を行い、新たな録音・録画装置の仕様の決定を行う。											
実施方法	直接実施											
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	25年度	-	26年度	0	27年度	0	28年度	-	29年度要求	-
		補正予算	-	-	952	-	0	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	0	-	952	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	▲ 952	-	0	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	0	-	0	-	-	-	-	
		計	0	0	0	0	952	0	0	0	0	
	執行額	8	29	712	-	-	-	-	-			
	執行率 (%)	-	-	75%	-	-	-	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-	-			
	-	-	目標値	-	-	-	-	-	-			
	-	-	達成度	%	-	-	-	-	-			
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								<input type="checkbox"/> チェック				
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由	定性的な成果目標と25～27年度の達成状況・実績										
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	当該事業は、録音・録画装置の仕様を見直すためのものであり、仕様の変更について定量的に示すことは困難である。			(成果目標)裁判員制度対象事件に係る取り調べの録音・録画の推進							
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
	各都道府県警察における新装置の整備の推進	各都道府県警察における新装置の整備台数	実績	式	-	-	708	-	-			
			目標値	式	-	-	708	-	-			
			達成度	%	-	-	-	-	-			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	各都道府県警察への新たな録音・録画装置の配備数			活動実績	-	-	708	-				
				当初見込み	式	-	-	708	-			
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	当該年度における 執行額/式数			単位当たりコスト	円	-	-	1,005,254	-			
計算式				円/枚	-	-	711,720,000/708	-				

平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	計	0	0	

政策評価、 経済・財政再生アクション・ プログラムとの関係	政策	2 犯罪捜査の的確な推進							
		施策	5 被疑者取調べの適正化						
	測定指標		定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度
		裁判員裁判対象事件の1事件当たりの録音・録画状況	実績値	分	187	840		-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	刑事訴訟法の一部改正により、裁判員裁判対象事件に係る被疑者取調べの録音・録画が制度化されることから、今後の実施件数の増加に対応し、犯罪捜査の的確な推進に資するため、より効率的な機器の仕様を検討するもの								

事業所管部局による点検・改善

		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性		事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	刑事訴訟法の改正に伴うものであり、社会のニーズを的確に反映するものである。	
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	録音・録画装置の仕様は全国で統一的なものとして警察庁において定める必要がある。	
		政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	取調べの録音・録画制度の導入に対応するためには必要不可欠な事業である。	
事業の効率性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札を行い、競争性は確保されており妥当である。	
		一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
		競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
		受益者との負担関係は妥当であるか。	○	一般競争入札を行い、競争性は確保されており妥当である。	
		単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	一般競争入札を行い、競争性は確保されており妥当である。	
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-		
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	取調べの録音・録画制度の導入に対応するため、真に必要なものである。	
事業の有効性		不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	一般競争入札を行い競争性が確保され、コスト削減につながったものであり、妥当である。	
		その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	競争性の確保、コスト削減等に配慮した。	
		成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	目標のとおり達成することができた。	
		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	より合理的な録音・録画装置の導入に向け警察庁において検討する必要があったことから、最適な手段・方法として実施することができた。	
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	目標のとおり達成することができた。	
関連事業		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	導入後の調達に際し、十分に活用されている。	
		関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			
		所管府省・部局名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	社会のニーズを反映した事業であるとともに、執行に際しても、一般競争により競争性確保している。また、警察庁が契約をしていることから、支出先・使途についても把握している。			
	改善の方向性	本事業において確立した手法は、以後、都道府県警察の事業において活用していく。			

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

特になし。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-		
平成25年度	-	平成26年度	-	平成27年度	32		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

警察庁
712百万円

刑事警察に要する経費を直接執行する。



<物品購入費>
【総合評価入札】

A.民間会社
(1者)
712百万円

警察庁との契約に基づき、録音・録画新装置の納入。

